



市営住宅・県営住宅 入居者募集

■申込・問合せ／指定管理者公益サービス共同企業体事務所 ☎40-8700 または県営住宅指定管理者 ☎24-2332

<市営住宅>

団地名	部屋数	戸数	階数	家賃(円)	区分
吾妻町	6-4.5-4.5	1	1	5,400~10,600	一般

※家賃は収入により決定。

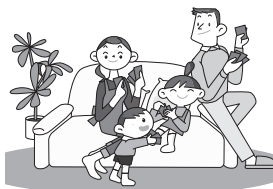
■募集期間／

3月16日(木)～21日(火)

■抽選会／

3月28日(火)13時30分～

※世帯の状況や申込回数によって、抽選倍率の優遇制度あり



■入居時期／4月21日(金)

■申込方法／平成28年分の源泉徴収票など収入を証明できるもの、印鑑を持って事務所にお越しください。

■申込・問合せ／

米沢市市営住宅指定管理者公益サービス共同企業体事務所(門東町3丁目3-1 米沢共立ビル1階)

☎40-8700 ※水曜・祝日を除く 9時30分～18時30分

<県営住宅>

団地名	部屋数	戸数	階数	家賃(円)	区分
太田町	6-6	2	1	19,200~38,200	特目用
太田町	8-6-6	1	3	23,600~46,300	単身可
太田町	8-6-6	2	3	23,600~46,900	一般
成島	6-6-4.5	2	2・3	15,500~30,400	一般
中田第1	8-6	2	1	17,500~41,500	特目用
中田第1	8-6-6	2	3・4	21,800~44,400	一般
中田第1	8-6-6	1	3	22,600~44,400	単身可
中田第2	6-6-4.5	1	4	13,500~26,600	一般
相生	6-6-6	3	1・3	22,400~46,900	一般

※家賃は収入により決定。「特目用」は高齢者・身体障がい者用。

■募集期間／4月3日(月)～7日(金)

■入居時期／6月上旬

■申込・問合せ／山形県県営住宅指定管理者(株)西王不動産置賜事務所(置賜総合支庁内) ☎24-2332

※土日を除く 10時～17時



4月から水道メーターの検針を再開します

■問合せ／水道業務課経営企画係 ☎22-4511

<「上下水道使用料等のお知らせ」の例>

上下水道使用料等のお知らせ

このお知らせでは料金のお支払いはできません。

平成29年 4月分

スイドウ タロウ 様

設置場所

金池5丁目1番23号

お問い合わせ番号(水栓NO.) 23161

検針日	水源	検針者
4月22日	上水道	水道太郎
口径	メーターNo.	整理 No.
20 mm	12345B2	4-22-001-00

検針お知らせ

検針・料金	上水道	下水道※
今回指針	1053	
前回指針	938	
前回検針月	28年11月	年 月
旧メーター水量	m ³	m ³
① 水量	115 m ³	115 m ³
② 使用料金	22,735 円	19,380 円
③ 預かり金額	17,296 円	14,756 円
④ 請求金額	5,439 円	4,624 円
⑤ 請求金額計	10,063 円	

ご連絡

口座振替日は、5月26日です。
今回は、冬期推定あけの精算になっています。

米沢市上下水道部水道業務課／上下水道部下水道課

※農業集落排水をご利用の場合は「農集排」と印字されます。

12月～3月の上下水道料金は、積雪によってメーターの検針ができないため、9月～11月の平均使用水量(認定水量)から計算した料金を仮にお支払いいただいていた。4月から検針を再開し、同月分の料金で精算を行いますので、「上下水道使用料等のお知らせ」をご確認ください。なお、検針ができるように、メーターボックス上の雪などは取り除いておいてください。

<各項目の説明>

上水道料金を例に説明します。なお、下水道料金も同じ計算方法です。

①水量	12月～4月分までの5か月間で使用した水量(11月に検針した指針から4月に検針した指針までの水量)です。
②使用料金	①の水量を使用期間(5か月間)で割った水量(この例の場合は1か月あたり23m ³)で料金を計算したものです。水量23m ³ の水道料金は4,547円ですので、5か月で22,735円になります。 ※①の水量を平均したときに端数がある場合は、4月分で端数を調整します。
③預かり金額	冬期間(12～3月分)各月の認定料金(この例の場合は認定水量22m ³ で計算)の合計です。水量22m ³ の水道料金は4,324円ですので、4か月で17,296円になります。
④請求金額	②使用料金から③預かり金額を除いた金額です。なお、預かり料金が使用料金より多い場合は、請求金額はありません。差額は翌月に充当または還付します。
⑤請求金額計	上水道と下水道の請求金額の合計です。こちらは翌月請求になります。